

事務連絡
令和8年3月31日

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区区長 } 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う歯周病検診の取扱いについて

健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第69号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布されたところです。

本改正省令の施行に伴い、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱、データ標準レイアウト関連様式、地域保健・健康増進等報告様式、その他関係文書中に「歯周疾患検診」と記載されているものについては、「歯周病検診」と読み替えるものとしますので、これを御了解いただきますようお願いいたします。

○厚生労働省令第六十九号
 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第十九条の二及び健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第一号の規定に基づき、健康増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

健康増進法施行規則の一部を改正する省令

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（市町村による健康増進事業の実施）</p> <p>第四条の二 法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 歯周病検診</p> <p>二 〇六（略）</p> <p>（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 令第三条第一号の厚生労働省令で定める各種学校は、<u>所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十条の九第二項に規定するもの</u>その他二十歳未満の者が主として利用するものとする。</p>	<p>（市町村による健康増進事業の実施）</p> <p>第四条の二 法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 歯周疾患検診</p> <p>二 〇六（略）</p> <p>（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 令第三条第一号の厚生労働省令で定める各種学校は、<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号に掲げるもの</u>その他二十歳未満の者が主として利用するものとする。</p>

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

健生発 0331 第 36 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布について (公布通知)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令 (令和 8 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。) が別添のとおり本日公布されたところです。

今回の改正の概要及び施行期日は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 改正省令の概要

(1) 歯周疾患検診の名称について

健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号) 第 19 条の 2 の規定に基づき、市町村 (特別区を含む。) が、その実施に努めることとされている健康増進法施行規則 (平成 15 年厚生労働省令第 86 号) 第 4 条の 2 第 1 号の「歯周疾患検診」の名称を、「歯周病検診」とする。

(2) その他

今般、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (令和 8 年文部科学省令第 18 号) により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 (平成 22 年文部科学省令第 13 号) 第 1 条第 1 項第 4 号が削除されることに伴い、同号の規定を引用する健康増進法施行規則第 12 条第 2 項について、所要の改正を行う。

2 施行期日

この省令については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。